

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		施設又は設備の利用許可
根拠法令及び条項		新座市立公民館条例第8条第1項 別表に掲げる施設又は設備を利用しようとするものは、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更するときも、同様とする。
所管部課係名		教育総務部公民館
審査基準	関係条項	第8条第2項 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。 (1) 公の秩序を害し、善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。 (2) 主に市外を活動領域とするものの利用で、公民館の設置目的に反すると認められるとき。 (3) 公民館の管理及び運営上支障があると認められるとき。
	基準(未設定の場合はその理由)	第8条第2項に該当する場合の基準は、次のとおりである。 (1) 青少年の健全な育成を阻害するおそれのある使用をしようとするとき。 (2) 指定暴力等その団体の構成員が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体、又その団体の構成員が集団的に又は常習的に反社会的な行動をとることを助長するおそれがある団体が使用するとき。 (3) 私塾等の継続的な教室行為、物品販売・斡旋・宣伝行為、得意先の接待、市外の関連企業を含めた会議・研修等、宗教の布教活動及び宗教儀式、選管が認めた個人演説会を除く選挙活動、争議行為等の集会目的などの使用をするとき。 (4) 定員を超える使用のとき。 (5) 当該使用により建物や付帯設備等を毀損又は滅失するおそれがあると認められるとき。 (6) 火気の使用又は臭気、騒音等を発生させる使用をする場合であって、これに対する対策が十分でなく他の利用者や一般市民に危険が及ぶおそれがあると認められるとき。 (7) 当該使用に伴う多数の人数が集まることにより、交通渋滞その他場内外の混乱が発生するおそれがあると認められるとき。 (8) 過去において施設管理上の指示に従わなかつた等施設管理上の指示に従わないおそれがあると認められるとき。 (9) 申請書類の記載事項に虚偽が認められたとき。
	参考事項	当該許可に係る利用について必要な条件を付け、又は必要な都度利用に関する指示をすることができる。(第8条第3項)
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)
	標準処理期間(未設定の場合はその理由)	総日数 原則即日
	設定等年月日	平成11年7月1日設定(平成 年 月 日最終変更)